東京大学社会連携本部内規

平成３０年３月２９日
総　長　裁　定
改正 令和２年２月２７日
改正 令和４年６月２７日
改正 令和６年５月２３日

（趣旨）

第１条 この内規は、東京大学基本組織規則第１８条の規定に基づく室として設置される東京大学社会連携本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

（業務）

第２条 本部は、本学における社会連携を推進するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 社会連携の企画及び連絡調整に関すること。

(2) 社会連携事業の実施に関すること。

(3) 学生の体験活動に係る支援に関すること。

(4) その他社会連携の推進に関すること。

（組織）

第３条 本部に、本部長及び本部員を置く。

２　本部長の下に、副本部長若干名を置くことができる。

３　本部長は、本部に前条の業務に係る特定の事項を処理させるための部門その他の組織を置くことができる。

（本部長）

第４条 本部長は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

２ 本部長は、本部の業務を総括する。

（副本部長）

第５条　副本部長は、本学の教職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

２ 副本部長は、本部長を補佐する。

（本部員）

第６条　本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

（運営会議）

第７条 本部に、第３条の業務に関する基本方針及び重要事項を審議するため、運営会議を置く。

２ 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

（アドバイザリーボード）

第８条 本部の活動内容について本部長の諮問に応じるため、本部にアドバイザリーボードを置くことができる。

２　アドバイザリーボードに関し必要な事項は、本部長が別に定める。

（事務）

第９条　本部の事務は、本部社会連携企画課及び社会連携推進課が処理する。

（補則）

第１０条　この内規に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この裁定は、平成３０年４月１日から実施する。

附　則

この裁定は、令和２年４月１日から実施する。

附　則

この裁定は、令和４年７月１日から実施する。

附　則

この裁定は、令和６年６月１日から実施する。